

2学年 必修 家庭基礎 課題3「“新しい生活様式”と消費生活」（続編1）

海国2年生皆さん、こんにちは♪ 家庭科の宮内淑子です。
その後、皆さんいかがお過ごしですか？ ご機嫌如何でしょうか？ 悶々としてませんか？

巷では、“コロナ疲れ”で近隣や身内とのトラブルなどの報道も増えてきましたね。

ここ大島では、本土以上（かもしれない）に行政ぐるみで厳戒態勢が見受けられます。

元町の大きいスーパーでは、店員マスク必須、レジにはビニールで見える遮断を。

裏では、終わった買い物カゴをアルコール消毒してる店員さん。飲食店もテイクアウトのみ。

お店には「来島の方14日間滞在した方以外お断り！」の掲示などなど…。

「新型コロナ感染」の捉え方は、生活の立ち位置や価値感など、人によって様々ですが、島では「入ってきたら離島・島民はヤバイ！」という共通認識が老若男女問わず、より強く感じられます。かつ、島のおばちゃん、せっせこマスクを作ってます。（家族のため、小学校再開の子どもたちのため、本土の親戚のため等）島の手芸屋さんは布、丸ゴムがほぼ売り切れですよ！

私も試作をふくめ、20個近く作りました。母の日も近いので、実家に送ってみようと思います♪

生活を見つめ、ともに考えていく科目『家庭科』を履修している皆さんは、こういう時こそ、
【お互いにどお関わり、よりよく過ごしていけるか？ を試す！】笑、絶好のチャンスですね♪
授業としての具体的教授ナシでいきなり実践！なのですが、持ち前の性分と経験（ドミや仲間たちと寝食をともにした生活）を活かし、衣食住にまつわる今、そこでしかできない『家庭科』をそれぞれ味わってください。そして、必ずや学校で仲間たちと共有して、より生活を楽しむ自立した人にお互い成長進化しましょう！

*ひとまず5/27（2週間）までの課題です。

・「契約」についての範囲を中心に挙げています。教科書の該当ページをよく読み、穴埋め、記述して完成させてください。次回の締め切り（5/27消印有効）に、プリントの部分（A4, 2枚）を郵送してください。

あと、ネット環境が整っている方「契約」にまつわるお勧め動画コンテンツを紹介しておきます。余力がある人、またプリント学習よりもっと消費者として、知識をつけたい方は是非♪（無料です）

《東京くらしWeb》のURL「ホントに“いいね！”？その契約」

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/douga/>

・「新しい生活様式」について、報道で新型コロナウイルス専門会議より（プリントの↓、以下に掲載）提言されたのをご存知ですか？（「新しい地図」！ではなくて、苦笑）

これからの生活を「生きている科目」家庭科として、この提言は着目したいところです。

是非ご覧下さい。これまでの普段の生活と違って、どんなことに気をつけ、意識を持って

暮らしていくのか？ 要は“**Withコロナ！生活**”にともなう、人としての暮らし方を提示しています。どうですか？ できそうですか？ 厳しいですか…汗。

課題として、以下の実践例に書かれてる項目をチェックして（できる○、何とか△、無理×）

してみてください。特に消費生活に関わる（3）の生活様式は、注意深く（横に小さくまたは裏面に書いてみたり）自分の生活をイメージしてチェックして（A4, 1枚）、郵送して

ください。 ではでは！ごきげんよう♪

家庭科 宮内淑子☆

年	組	番	名前	
---	---	---	----	--

ワーク Aさんは、海外旅行をするために、年率14%で50万円を借りた。Bさんは、借金返済のために、消費者金融から年率18%で50万円を借りた(4/1~9/30の半年間)。半年後の返済額は、それぞれいくらになるか、計算してみよう。ただし、利息=借入額×年率×日数/365とする。

Aさん：.....円 Bさん：.....円

4消費者問題と対応する機関 次の文の()にあてはまる語句を記入しよう。

1970年に設置された^①()は、消費者支援の中核機関として、被害相談の受け付けや処理、^②()・調査研究・普及啓発、^③()の未然防止・拡大防止のための情報提供などを、地方公共団体と連携しておこなっている。1973年までに各地に設立された^④()は、(①)と協力して、各地域の被害者救済や消費者支援を担っている。さらに、2009年に発足した^⑤()は、被害者救済のためのあらたな制度を検討し、消費者の自立を推進強化する支援をおこなっている。

5救済や支援のための法律や制度 次の表の()にあてはまる法律を記入しよう。

年	法律	
1961年	① () 公布 ^⑥ () 制度 が規定されている
1968年	② () 制定	→2004年 ^⑦ () 制定
1976年	訪問販売法公布 →現在の ^③ () (⑥) 制度が規定されている
1995年	④ () (PL法) 施行	
2001年	⑤ () 施行	

6消費者の権利と責任 次の問いに答えよう。

問1 1962年、消費者の4つの権利を提唱した人の名前と国を答えよう。

名前：() 国名：()

問2 その後1975年に1つ、1982年にさらに3つ加わった。提唱した人の名前と組織名を答えよう。

名前(1975年)：() 組織名(1982年)：()

問3 消費者の8つの権利をまとめよう。

- ①生活の()が保証される権利 ②()である権利
 ③()権利 ④()権利
 ⑤()が反映される権利 ⑥()を受ける権利
 ⑦()を受ける権利 ⑧健全な()で生活する権利

Memo

～やってみて気づいたこと・感想・コメントなど。自分の言葉も交えてご自由にどうぞ♪～

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定